



平成 28 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 黒崎播磨株式会社  
代表者名 取締役社長 伊倉 信彦  
(コード番号：5352 東証 1、福証)  
問合せ先 執行役員総務人事部長  
竹下 正史  
(TEL. 093-622-7224)

## 定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 125 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 第 20 条

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更するものであります。

##### (2) 第 27 条

取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を、第 1 項として定めるものであります。

また、取締役との責任限定契約に関する現行第 1 項の規定を第 2 項に繰り下げるとともに、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、業務執行取締役等を除く取締役との間で責任限定契約を締結することが可能となったことから、この法改正の趣旨及び内容を踏まえ、責任限定契約に関する現行規定を変更するものであります。

なお、第 27 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

##### (3) 第 36 条

監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を、第 1 項として定めるものであります。

また、監査役との責任限定契約に関する現行第 1 項の規定を第 2 項に繰り下げるとともに、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、すべての監査役との間で責任限定契約を締結することが可能となったことから、この法改正の趣旨及び内容を踏まえ、責任限定契約に関する現行規定を変更するものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(<u>社外取締役の責任限定契約</u>) 第27条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(<u>社外監査役</u>の責任限定契約) 第36条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. (現行どおり)</p> <p>(<u>取締役の責任免除</u>) 第27条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(<u>監査役</u>の責任免除) 第36条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月29日(予定)

定款変更の効力発生日 平成28年6月29日(予定)

以上